

職員不祥事の根絶に向けて

**平成23年4月
病院局不祥事根絶会議**

＜目次＞

○はじめに -----	1
I 事件の概要 -----	2
1 事実の経過 -----	2
2 起訴内容 -----	2
3 職員の処分 -----	2
II 不祥事発生の原因と課題 -----	2
1 物品調達等 -----	2
2 職員倫理等 -----	3
3 組織体制等 -----	3
III 不祥事根絶策 -----	4
1 事件発生後、直ちに実施している対策 -----	4
2 不祥事根絶策 -----	4
(1) 物品調達の見直し -----	4
(2) 職員倫理の確立 -----	5
(3) 組織体制の充実 -----	6
(4) 取組みの徹底 -----	6
(参考)	
○病院局不祥事根絶会議委員名簿ほか -----	7

○はじめに

本県では、平成20年8月に「職員不祥事の再発防止対策」の提言を受けて、県を挙げて不祥事再発防止に取り組んでいる。その最中にもかかわらず、中央病院職員が公務員としてあるまじき収賄事件を起こし、この間の病院局のみならず、県を挙げての不祥事再発防止の取組みを水泡に帰してしまう深刻な事態を生じさせた。

病院局においては、病院事業管理者の下、地方公務員法第30条に規定する「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」という服務の根本基準をすべての職員の共通の価値観及び行動指針として職務に励むよう、取り組んできた。しかしながら、これに反する不祥事が発生したことは、誠に遺憾であり、病院局の職員一人ひとり、さらには、職場の隅々にまで、倫理意識が浸透していなかったと言わざるを得ない。

病院局職員一人ひとりが、今回の不祥事を「組織存亡の危機」であると厳粛に受け止め、今後、病院局一丸となって、「絶対に不祥事を根絶する」という強い決意で、この報告書の不祥事根絶策を速やかに実行し、不断の努力により取組みを徹底していくこととする。

I 事件の概要

平成23年3月、医療器械の購入等に関し、中央病院医療技術局検査技術科主査兼係長が収賄罪で起訴されるという事件が発生した。

1 事実の経過

平成23年2月22日 収賄容疑で逮捕

平成23年3月25日 収賄罪で起訴

2 起訴内容：収賄罪

平成22年6月上旬頃から同年10月中旬頃までの間、医療器械の購入等で便宜な取り計らいを受けたいという趣旨で提供されることを知りながら、3回にわたり、ノート型パソコン7台の供与を受けた。

3 職員の処分

平成23年4月収賄罪で起訴された中央病院職員を懲戒免職処分とした。

また、管理監督や物品購入業務の執行が不十分だったとして、関係職員7名に対して、減給及び戒告処分とした。なお、同年3月で退職した者からは、給料の自主返納の申し出を受けている。

II 不祥事発生の原因と課題

1 物品調達等

①医療器械調達の問題点

全般的に安全性や使い勝手などが重視され、競争性や公平性の確保といった自治体病院に求められる法律的な要請事項についての認識が、組織全体において不足している。

このため、要求時から機種を特定する傾向にあり、物品購入業者選定委員会などにおけるチェック体制も十分に機能しているとは言えない。

②その他物品調達の問題点

物品の要求体制及び検品の体制において、事前決裁の徹底がなされていないことや、単独者による確認が可能となっているなど、チェック体制が十分機能しているとは言えない。また、物品管理システムのセキュリティが十分でないなど、システム管理が徹底されていない。

2 職員倫理等

①コンプライアンス徹底の問題点

個々の職員における職員倫理意識や組織による意識共有が十分でなかった。

病院現場における職員倫理の徹底について、より現場に即したコンプライアンス関係資料を作成するなど、個人及び組織の倫理意識の確立を図る必要がある。

②職場環境等の問題点

病院において、兆候があった不祥事に対して現場自らの力で適正な措置を講じることができなかつた。

病院現場において、不祥事を「小さな芽」のうちに発見し、相互チェックしあえる真の意味で「風通しの良い職場環境」の整備や公益通報制度の周知が十分でなかつた。

3 組織体制等

医療機能については、医療機能評価を受審するなど十全の体制が取られているが、職員倫理や物品調達などを所管する事務局がその機能を十分に發揮できる状況はない。

III 不祥事根絶策

1 事件発生後、直ちに実施している対策

①緊急コンプライアンス会議等の開催

- ・平成23年2月22日 緊急病院局病院長・事務局長会議ほか

②コンプライアンス・チェックシートの実施

- ・平成23年2月23日～3月16日 病院局全職員に実施

③業者の入館の厳格化

- ・物品等納入業者の名札着用及び入館証を交付、
入出館状況の記録記入を徹底

④個人面談の実施

- ・コンプライアンス個人面談の実施

2 不祥事根絶策

(1) 物品調達の見直し

①医療器械調達の改善策

○調達プロセスの透明性の確保や県民への説明責任を果たすために

- ・年度当初等の早い時期に当該年度の医療機械購入計画の公表等
- ・外部委員が入った医療器械調達適正化委員会(仮称)の設置
- ・医療器械の発注状況や機種特定した場合の選定理由等の公表

○競争性・公平性の確保に向けて

- ・物品購入業者選定委員会開催の徹底や適正な審査など審査体制の強化
- ・必要最小限の性能・機能を定めた仕様書の作成
- ・原則として、一般競争入札の実施

○改善策の実効性の確保策

- ・物品購入改善マニュアルなど関係規定の改正
- ・全職員を対象にした研修の実施
- ・改善策の実施状況について、病院局経営戦略会議に報告

②その他物品調達の改善策

○要求体制の強化

- ・物品要求（バーコード要求含む）は、複数者での要求の徹底

○物品管理システムのセキュリティー管理の徹底

- ・物品管理システム端末機の台数の検証
- ・入力の際の個人ID、パスワードによる自己認証の実施

○発注体制の適正化、検収体制の強化

- ・発注時の事前決裁の徹底
- ・物品取扱員の検品への立ち会いなど複数者による検品の徹底
- ・中長期的には用度部門で検品できる体制の検討

○改善策の実効性の確保策

- ・物品取扱員による物品管理、管理状況の企業出納員への報告
- ・企業出納員による問題点の是正指示、経営戦略会議への報告

（2）職員倫理の確立

①コンプライアンス・ハンドブック（県立病院版）の作成

- ・病院現場に即したコンプライアンス・ハンドブック（県立病院版）の作成

②「コンプライアンスの日」の設置

- ・毎月22日を「コンプライアンスの日」として、継続反復した取組みを実施

③コンプライアンス推進体制の充実

- ・コンプライアンス推進員の充実

④コンプライアンス施策の着実な実施

- ・研修の充実強化（外部講師による研修）
- ・情報セキュリティ研修が受講できる環境整備
- ・公益通報制度の周知

(3) 組織体制の充実

①医療技術局の体制の見直し

- ・医療技術局副局長の新設**

②病院事務局長の権限の強化

- ・病院事務局長に係る決裁規程の見直し**

③コンプライアンス推進体制の充実強化（再掲）

- ・コンプライアンス推進員の充実**

(4) 取組みの徹底

- ・取組みが徹底されているかを検証するため、病院局において無通告による特別調査を実施するとともに、必要に応じ監察局と連携し、隨時監察を実施する。**

○病院局不祥事根絶会議委員名簿

区分	職	氏名
委員長	病院局長	高橋 徹
副委員長	中央病院長	永井 雅巳
委員	中央病院副院長 (医療器械購入委員会委員長)	藤野 良三
委員	中央病院事務局長	増田 文計
委員	中央病院医療局長	高麗 文晶
委員	中央病院薬剤局長心得 (H22 中央病院薬剤局長)	江島 久隆 (H22 新田 正道)
委員	中央病院医療技術局長心得 (H22 中央病院医療技術局長)	佐藤 茂 (H22 河田 明男)
委員	中央病院看護局長	武市 佳余子
委員	三好病院事務局長	厚美 武司
委員	海部病院事務局長心得 (H22 海部病院事務局長)	古川 武信 (H22 藤本 良明)
委員	病院局総務課長	清水 英範
委員	病院局経営企画課長	森 繁生

○会議開催状況

平成23年2月28日（月） 徳島県病院局再発防止検討会議準備会議
(事案の概要、会議の設置)

平成23年3月 9日（水） 徳島県病院局再発防止検討会議準備会議
(会議・作業部会の設置、当面の対策)

平成23年3月16日（水） 第1回病院局不祥事根絶会議
(全庁組織の立ち上げ等、医療機器の購入状況調査、
コンプライアンス・チェックシート、当面の対応)

平成23年4月18日（月） 第2回病院局不祥事根絶会議
(病院局不祥事根絶会議報告書案)

病院局不祥事根絶会議設置要綱

(設置)

第1条 病院局職員の不祥事に係る問題点及び課題を検証した上で、不祥事根絶策の検討を行い、必要な対策を実施するため、「病院局不祥事根絶会議」（以下、「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 不祥事に係る状況把握と問題点の整理
- (2) 再発防止策の検討、とりまとめ
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 会議は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は病院局長をもって充てる。
- 3 副委員長は中央病院長をもって充てる。
- 4 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。
- 5 委員は別表に定めるとおりとし、この他に必要に応じて委員長が選任することができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の参加を求めることができる。
- 7 委員長は、必要と認めるときは、作業部会を設けることができる。作業部会の部会員は委員長が指名することができる。

(事務局)

第4条 会議の事務局は、病院局総務課が行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成23年3月16日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	病院局長
副委員長	中央病院長
委員	中央病院副院長（医療器械購入委員会委員長）
委員	中央病院事務局長
委員	中央病院医療局長
委員	中央病院薬剤局長
委員	中央病院医療技術局長
委員	中央病院看護局長
委員	三好病院事務局長
委員	海部病院事務局長
委員	病院局総務課長
委員	病院局経営企画課長